

特殊法人等の個別事業見直しの考え方

平成13年8月10日

行政改革推進事務局

特殊法人等の個別事業見直しの考え方について

(これまでの取組み)

特殊法人等改革については、昨年12月に閣議決定された「行政改革大綱」、先国会で成立した「特殊法人等改革基本法」等に基づき、新たな時代にふさわしい行政組織・制度への転換を目指して、「民間に委ねられるものは民間に委ね、地方に委ねられるものは地方に委ねる」ことを基本原則に、全ての特殊法人等の事業・組織全般についての抜本的な改革に取り組んできたところである。

また、特殊法人等は国から巨額の財政支出や借入れ等を受けていることから、これをゼロベースから見直すことにより、財政支出の大胆な削減を目指すこととしている。

そのため今回の特殊法人等改革では、単に法人の組織形態＝「器」の見直しにとどまらず、「中身」である事業の見直しが極めて重要であるとの認識の下、まず各法人の事業の徹底した見直しを行い、その上で組織形態の在り方を検討することとしている。

具体的には、行政改革大綱で示された事業の見直し基準に基づき、1月より全特殊法人等の事業を対象にヒアリングを行い、その結果を18の事業類型ごとの論点整理として4月に公表した。さらに、4月以降はこの事業類型別論点を踏まえて各法

人を所管する省庁からヒアリングを行い、その結果を類型別事業見直しの方向性として示すとともに、検討の対象となり得る個別事業を掲記した「中間とりまとめ」として、特殊法人等改革推進本部に本年6月報告したところである。

(今回の個別事業見直しの考え方)

行政改革推進事務局においては、その後、行政改革大綱の事業見直し基準及び「中間とりまとめ」の類型別事業見直しの方向性を、全ての特殊法人等の個別の事業に当てはめる作業を行ってきたところであるが、このたびその結果を各法人ごとに整理した「個別事業見直しの考え方」として公表することとした。

また、各省庁には各特殊法人等に係る政策推進及び監督官庁の立場から、特別の事情、意見があり得るので、これも併せて公表し、今後における特殊法人等の整理合理化計画策定の検討に資することとした。

なお、本「考え方」の中には特殊法人等の事業の国への移管・直轄化に言及した部分があるが、これを実際に具体化する場合には、国の既存の類似事業との統合・一括化を図るとともに、行政組織の肥大化につながらないよう、既存体制の合理的再編成により対応すること等に留意する必要がある。

また、本「考え方」は平成17年度までの集中改革期間内に実現されるべき特殊法人等の事業の基本的な見直し方策を示したものであり、その間における経済的、社会的その他緊急的な事態に対し、特殊法人等が真にやむを得ない場合に臨時的・暫定的役割を果たすことまで否定するものではない。

(今後の検討スケジュール)

この「個別事業見直しの考え方」に基づき、今後各法人の整理合理化計画の策定をさらに進めていくこととなる。各省庁においても、廃止、整理縮小・合理化、民間・国その他の運営主体への移管等といった事業の具体的な見直しを積極的に行うとともに、これらの見直し結果を14年度予算に反映することができるよう、平成14年度概算要求において本「考え方」の内容をできる限り盛り込むことを求めたい。

今回の「考え方」はあくまでも各法人の事業見直しに限定したものであり、このような事業の見直しを踏まえて、次は各法人の組織について、原則として廃止、民営化を前提とした徹底した見直しを行う必要がある。当事務局としては、できる限り早期に、法人の廃止、民営化、独立行政法人化等の具体的な組織改革の手法について、必要に応じその類型、運営等の在り方を含め提示する方針である。

また、特殊法人等改革について広く国民の理解を得るために

は、このような改革方針の検討と並行して、国民に対し、財務状況を始めとする特殊法人等の実態を明らかにしていくことが必要であり、先般財政制度等審議会により策定された「特殊法人等に係る行政コスト計算書作成指針」に基づく財務書類の作成・開示を9月末までに行うなど、各法人の情報開示を積極的に行うことが求められる。

そして、このような個別事業の見直しや組織改革の検討等を踏まえて、本年内に「特殊法人等整理合理化計画」を策定することとするが、その過程においては、特殊法人等改革推進本部を中心として、各方面から寄せられるご意見を踏まえつつ、また関係者等による様々な調整を経ながら、より抜本的かつ的確な改革を目指し計画策定を進めて参りたい。

また、特殊法人等改革を推進するに当たっては、特殊法人等で現在働いている職員の雇用の安定にも配慮しつつ必要な対策を検討するとともに、組織の変更が予想される特殊法人等においては、新規職員の採用等について適切な対応を要請したい。

なお、民間法人化された特殊法人等については、第2次臨調の5次答申で示された事業独占の排除など「自立化の原則」に則り、各省庁において法人のあり方を原点から見直し、同じく年内に方針をとりまとめることが適当と考える。

特殊法人

	頁		頁
〔公団〕		特殊会社〕	
1 日本道路公団	1	1 電源開発株式会社	59
2 緑資源公団	3	2 関西国際空港株式会社	60
3 首都高速道路公団	5	3 日本たばこ産業株式会社	61
4 阪神高速道路公団	6	4 日本電信電話株式会社	62
5 水資源開発公団	7	5 東日本電信電話株式会社	62
6 日本鉄道建設公団	8	6 西日本電信電話株式会社	62
7 新東京国際空港公団	9	7 北海道旅客鉄道株式会社	63
8 石油公団	10	8 四国旅客鉄道株式会社	64
9 本州四国連絡橋公団	13	9 九州旅客鉄道株式会社	65
10 地域振興整備公団	14	10 日本貨物鉄道株式会社	66
11 都市基盤整備公団	16		
〔事業団〕		〔その他〕	
1 労働福祉事業団	18	1 日本育英会	67
2 簡易保険福祉事業団	20	2 社会保険診療報酬支払基金	68
3 金属鉱業事業団	21	3 日本放送協会	69
4 環境事業団	24	4 奄美群島振興開発基金	70
5 宇宙開発事業団	26	5 日本原子力研究所	71
6 国際協力事業団	27	6 日本貿易振興会	73
7 社会福祉 医療事業団	29	7 日本労働研究機構	75
8 科学技術振興事業団	30	8 理化学研究所	76
9 農畜産業振興事業団	32	9 農林漁業団体職員共済組合	77
10 運輸施設整備事業団	35	10 国際観光振興会	78
11 日本私立学校振興 共済事業団	38	11 日本芸術文化振興会	79
12 中小企業総合事業団	40	12 日本勤労者住宅協会	80
		13 日本学術振興会	81
〔公庫〕		14 核燃料サイクル開発機構	82
1 国民生活金融公庫	44	15 北方領土問題対策協会	84
2 住宅金融公庫	46	16 国民生活センター	86
3 農林漁業金融公庫	47	17 農業者年金基金	88
4 中小企業金融公庫	48	18 心身障害者福祉協会	89
5 公営企業金融公庫	49	19 国際交流基金	90
6 沖縄振興開発金融公庫	50	20 公害健康被害補償予防協会	92
		21 新エネルギー 産業技術総合開発機構	93
〔銀行〕		22 放送大学学園	96
1 国際協力銀行	53	23 日本体育 学校健康センター	97
2 日本政策投資銀行	56	24 勤労者退職金共済機構	98
		25 雇用 能力開発機構	99
〔金庫〕		26 年金資金運用基金	101
1 商工組合中央金庫	57		
〔営団〕		公営競技〕	
1 帝都高速度交通営団	58	1 日本中央競馬会	102
		2 日本自転車振興会	103
		3 地方競馬全国協会	104
		4 日本小型自動車振興会	105
		5 (財)日本船舶振興会	106

Ⅱ 認可法人

	頁		頁
〔 共済組合 〕			
1 日本銀行	107	1 各省各庁の共済組合(23)	156
2 日本赤十字社	108	2 国家公務員共済組合連合会	157
3 漁船保険中央会	109	3 警察共済組合	158
4 漁業共済組合連合会	110	4 地方公務員共済組合等	159
5 厚生年金基金連合会	111	5 公立学校共済組合	160
6 石炭鉱業年金基金	112	6 地方公務員共済組合連合会	161
7 地方公務員災害補償基金	113		
8 情報処理振興事業協会	114		
9 預金保険機構	116		
10 海洋水産資源開発センター	117		
11 日本万国博覧会記念協会	118		
12 海洋科学技術センター	119		
13 日本下水道事業団	120		
14 農水産業協同組合貯金保険機構	121		
15 自動車事故対策センター	122		
16 総合研究開発機構	123		
17 自動車安全運転センター	125		
18 野菜供給安定基金	127		
19 海上災害防止センター	128		
20 日本障害者雇用促進協会	129		
21 通関情報処理センター	130		
22 通信・放送機構	131		
23 医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構	134		
24 空港周辺整備機構	136		
25 産業基盤整備基金	137		
26 生物系特定産業技術研究推進機構	139		
27 農林漁業信用基金	142		
28 平和祈念事業特別基金	143		
〔 事業者団体 〕			
1 日本商工会議所	144		
2 全国農業会議所	145		
3 全国農業協同組合中央会	146		
4 全国中小企業団体中央会	147		
5 全国商工会連合会	148		
〔 士業団体 〕			
1 日本弁理士会	149		
2 日本司法書士会連合会	150		
3 日本土地家屋調査士会連合会	151		
4 日本行政書士会連合会	152		
5 日本税理士会連合会	153		
6 日本公認会計士協会	154		
7 全国社会保険労務士会連合会	155		